

金融庁 企業会計審議会 御中

平成 24 年 5 月 30 日
株式会社豆蔵OSホールディングス
代表取締役社長 萩原 紀男
(公認会計士・税理士)

1. 不正会計の影響

オリンパス事件は内部統制の枠外であり、発見が遅れるのもやむを得ない側面もあるものの、上場企業の不正会計が 10 年以上にわたり公認会計士監査で明らかにされなかったことは大変由々しき問題であり、資本市場の信頼性を損なうことにつながる。公認会計士監査のあり方を真剣に考える必要があるのではないか。

これまでライブドア等多くの不正会計事案により、株式市場が混乱し、他の健全な企業が多くの迷惑を被ることになった。

韓国KOSDAQ市場では、中国企業が多く粉飾事件を起こし、外国企業の上場を制限し始めた。

不正事件は市場の信頼を大きく揺るがすことになり経済全体に与える影響は計り知れない。

2. 会計監査の限界

会計監査はそもそも不正の発見防止を目的にしたものではないとされてきたが、1.の不正会計の影響を考えたときに、これまでの枠組みに限界はないか。不正の解明に向けたより広範な監査手続ということにも、踏み込んで議論すべきではないか。

その際には、すべての上場企業に一律ということではなく当該会社のリスクに応じて考える必要があるのではないか。

そこまで範囲を広げると監査時間数や、費用負担の面なども併せて解決する必要はある。

また独立性の観点から考えるに、心理的側面から以前に比して、監査法人の

経営基盤が揺らいでいるのも確かであり被監査企業との直接契約で、心理的な圧迫感は避けられない状況にあるのではないか。

3. 現状の会計士監査の問題点

C A A Tコンピュータ技法監査の導入で、システムに頼りすぎて、本来あるべき職人的勘が磨かれていないのではないか。

職業的懐疑心の重要性を再確認するとともに、職業的懐疑心を発揮するためにどのような対応が必要か、具体的に検討する必要があるのではないか。

定められた時間の中で書類作成に時間がかかり過ぎ、実際に監査する時間はむしろ減っているのではないかとされているが、金融庁、公認会計士協会の査閲が厳しいということも一因として存在していないか。

最近の問題のない会社でも、新たな視点から監査を受けるべく監査法人を変更する会社もある。

監査法人変更の際に現状は問題になってはいないが将来的なリスクについてまで言及されているか。

4. 問題解決に向けての提言

- ・自分自身の職業的勘を養えるような土壌作りに監査法人の努力が必要であり、それを促すべく、現行の監査基準を点検しておくことが重要ではないか。
- ・過去の概念は捨てて、監査法人交代は日常茶飯事のものとして引き継ぎについてルール化が必要。
- ・開示監査より実態監査により工数を割けるような工夫が必要
例えば財団法人「監査契約協議会」を作り、被監査企業はそこと契約をし監査報酬を支払う。監査法人はこの協議会を経由して監査報酬を受領することとしてはどうか。